

広島県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年五月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

志和口向原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町有留字阿部ヶ峠一九〇五番 一地从先から 安芸高田市向原町有留字阿部ヶ峠一九〇六番 一地从先まで		三・二〇〇 五・七〇	四・四〇〇 二五・七〇〇	五八・〇〇	
		五八・〇〇			
	新			五八・〇〇	拡幅